

平成22年2月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成21年(ワ)第5045号 名誉毀損文書頒布行為等停止請求事件

口頭弁論終結の日 平成22年2月1日

## 判 決

### 原告の住所の記載

原 告 ○○○○

訴訟代理人弁護士 ○○○○

同 ○○○○

### 被告の住所の記載

被 告 ○○○○

## 主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

## 事実及び理由

### 第1 請求の趣旨

被告は、〇〇県〇〇市〇〇所在の〇〇マンション(以下「本件マンションJ」という。)の役員、居住者、及び区分所有者の名誉を別紙目録1のように毀損する文書の頒布、別紙目録2記載の者に対する業務妨害行為、及び本件マンション役員、居住者、及び区分所有者に対して暴行並びに名誉感情を別紙目録1のように害する文書の送付をしてはならない。

### 第2 当事者の主張

#### 1 請求原因

##### (1)当事者

ア 原告は、平成21年8月23日、本件マンションの臨時棟総会の決議により、他の区分所有者の全員のために本件訴訟を提起する区分所有者として指定された者である。

イ 被告は、本件マンション〇〇棟の〇〇〇号室の区分所有者である。

## (2) 被告による共同利益背反行為

### ア 名誉毀損文書頒布行為

(ア) 被告は、平成19年3月23日、本件マンションの区分所有者である〇〇〇〇(以下「〇〇」という。)を誹謗中傷するビラを本件マンション各戸に配布した。

また、被告は、平成20年1月10日から現在に至るまで、〇〇の勤務先の関連会社である株式会社〇〇に対し、〇〇を誹謗中傷する書面を送付した。

(イ) 被告は、平成21年6月18日ころ、本件マンション付近の電柱数か所に、原告が、本件マンション管理組合が国債を購入したことに関連して、修繕積立金を恣意的に運用したかのような文書を貼付した。

(ウ) 被告は、平成21年7月上旬、本件マンション付近の電柱数か所に、本件マンション管理組合役員が、修繕積立金を横領しているかのような文書を貼付した。

(エ) 被告は、平成21年7月9日、本件マンション近くの〇〇市立〇〇中学校正門前において、「市役所、県による水の汚染」と題する文書を配布していた。これを知った同中学校校長が、被告に対し、上記行為をやめるよう申し入れたところ、被告は、「学校長へ」と題する文書を「読め」と言って同校長に渡した。

### イ 本件マンション管理組合の取引先等に対する業務妨害行為

(ア) 本件マンションは、〇〇基地の騒音規制区域内に位置しており、防衛省南関東防衛局(以下「南関東防衛局」という。)より、基地の騒音対策としての防音工事について補助金が交付される地域として指定されていた。

被告は、平成19年ころから、南関東防衛局に対し、趣旨不明な文書を送付し、平成20年6月9日には、防音工事に関する現地確認調査のため本件マンションを訪れていた南関東防衛局の調査員に対し、防音工事を中止するよう脅すような行為をするなどした。

(イ) 被告は、上記防音工事を受注した株式会社〇〇工務店に対しては、平成21年3月21日には趣旨不明な文書を送付し、また、同月28日には、同工事現場事務所へ押しかけて大声を出し、椅子を振り上げるなどした上、意味不明な文書を手渡し、さらに、同年4月4日には同工事現場事務所を訪れ、10頁以上に

わたる意味不明の書面を「読んでおけ」などと言って渡して、その業務を妨害した。

(ウ) 被告は、〇〇マンション〇棟屋上防水工事を受注した〇〇株式会社に対しては、理事会等を誹謗中傷する書面を同年5月31日から6月4日までの間に、大量にファックスし、同年6月1日には、不当に「防水工事を辞退しろ」などと電話で述べ、その業務を妨害した。

(エ) 被告は、同年6月15日には、本件マンション管理組合が国債を購入した〇〇証券株式会社に電話をかけて、原告が修繕積立金を恣意的に運用した等と述べ、その業務を妨害した。

(オ) 被告は、平成19年8月23日及び同月27日に、本件マンション管理組合の理事長であつた〇〇(以下「〇〇元理事長」という。)の勤務先に電話をかけ、不当に〇〇元理事長の情報を聞き出そうとするとともに、これに応じない同勤務先に対して乱暴な言葉で怒鳴りつけるなどした。 |

また、被告は、同月30日及び平成21年4月13日にも同様に趣旨不明なファックスを同勤務先に送付し、その業務を妨害した。

#### ウ 本件マンション関係者に対する暴行及び嫌がらせ行為

(ア) 被告は、平成19年11月4日、本件マンション集会室のコピー機を私用のために無断で使おうとしていたところ、これを発見した〇〇元理事長から注意されたことに腹を立て、同人に対して暴行を加え、〇〇警察署で事情聴取及び嚴重注意を受けた。

(イ) 被告は、平成20年1月4日、本件マンション集会室のコピー機を私用のために無断で使おうとしていたところ、これを発見した〇〇から注意されたことに腹を立て、同人に対して暴行を加え、同年12月25日〇〇簡易裁判所において罰金10万円に処せられた。

(ウ) 被告は、平成21年3月28日、原告に対して暴行を加え、〇〇地方検察庁に送致された。

(エ) その他、被告は、平成19年4月から6月ころには、〇〇元理事長宅に同人を誹謗中傷する文書を投函し、平成21年7月1日には、原告宅に同人を誹謗中傷する文書を投函するなど、本件マンション関係者に対する嫌がらせを行っ

ている。

(オ) 被告は、平成21年2月に理事長となった前理事長に対し、それまでは同人に対し何ら個人的な攻撃を行っていなかったにもかかわらず、同人が理事長になると、同人に対し、電話をかけ、ファックスを送付し、ビラを投函するなどの行為を行った。同年3月14日には、同人宅の玄関を大声を上げながら激しく叩くなどした。前理事長は、被告のこれらの行為により精神的に深いダメージを受け、理事長を辞任するに至った。

このような状況を受けて、本件マンションの区分所有者においては、被告に対して何らの加害行為をしていないにもかかわらず、役員に選任されただけで日常生活が脅かされ、極端な場合には、身体に危険が及ぶおそれがあることが共通の認識となっており、本件マンションにおいては、現在、役員就任を忌避する向きが生ずるという厳しい状況に直面している。

エ 建物の区分所有等に関する法律(以下「区分所有法」という。)6条1項の「共同の利益に反する行為」には、建物の不当損傷・使用行為のようなものだけでなく、「居住者の生活態度の不当性」「生活妨害行為(ニューサンス等)」が含まれる。

区分所有建物は、1棟の建物の構造上区分された数個の部分に住居が存在し、それぞれが所有の目的となっているのであるから、そのような建物の性質上、各区分所有者が共同の利益を増進し、良好な住環境を確保する必要がある。

管理組合及びその役員は、かかる目的を達成するために必要不可欠な存在であって、役員がいない状態においては、区分所有建物における日常生活が維持できない可能性がある。

にもかかわらず、被告は、故意に前記のような行為を繰り返しており、役員のなり手がいないという結果を生じさせることによって、本件マンション管理組合の機能を破壊しているのであつて、かかる行為が共同の利益に反する行為であることは明らかである。

(3) よつて、原告は、被告に対し、区分所有法57条に基づき、請求の趣旨記載の判決を求める。

## 2 被告の主張

(1) 原告の主張する本件マンションの臨時棟総会の決議は、形式上あるとしても、趣旨

があいまいなままに委任状を集めてなされたものであり、無効であって、本件訴えも不適法である。

(2) 本件訴えは、区分所有法 57 条に基づくものとされるが、同条は建物の共用部分の一部の者が変更するなどした場合にこれを阻止するためのものであって、区分所有者の表現行為を止めるためにあるのではないから、本件訴えは不適法である。

(3) 別紙日録 1 記載の行為は、著しくあいまいであって、役員、居住者、能力、金員、取引先なども何ら特定されておらず、特定性に欠ける。

区分所有法 57 条によっても、このような不特定な訴訟は許されない。

### 第 3 当裁判所の判断

1 甲第 1 号証の 1・2, 甲 2 によれば、請求原因(1)の事実が認められる。

2 原告は、区分所有法 57 条に基づいて本件訴訟を提起したものである。

同法 57 条 1 項は、「区分所有者が第 6 条第 1 項に規定する行為をした場合又はその行為をするおそれがある場合には、他の区分所有者の全員又は管理組合法人は、区分所有者の共同の利益のため、その行為を停止し、その行為の結果を除去し、又はその行為を予防するため必要な措置を執ることを請求することができる。」とし、同法 6 条 1 項は、「区分所有者は、建物の保存に有害な行為その他建物の管理又は使用に関し区分所有者の共同の利益に反する行為をしてはならない。」とする。

そして、ここに規定されている「建物の管理又は使用に関し区分所有者の共同の利益に反する行為」には、いわゆる不当毀損行為、不当使用行為のほかに、ニューサンス(他人の財産や健康にとって有害、迷惑、不快となるような生活妨害。騒音、振動、悪臭の発散などがその例である。)と呼ばれるような生活上の共同の利益に反するような行為も含まれるものと解される。

3 原告が、本件において、同法 6 条 1 項に該当する共同利益背反行為であると主張する被告の行為は、第 2, 1, (2) 記載の名誉毀損文書頒布行為、本件マンション管理組合の取引先等に対する業務妨害行為、本件マンション関係者に対する暴行及び嫌がらせ行為である。

しかしながら、仮に、被告がこれらの行為を行っており、それによって本件マンション関係者や本件マンション管理組合の取引先が迷惑を被っていることが事実であるとしても、これらの行為は、騒音、振動、悪臭の発散などのように建物の管理又は

使用に関して行っているものではないから、「建物の管理又は使用に関し区分所有者の共同の利益に反する行為」であるとはいえない。

したがって、同法57条1項によって、他の区分所有者の全員又は管理組合法人が、被告に対し、その行為の停止等を請求することはできないというほかない。

4 よって、原告の請求は、その主張自体が失当であって、原告が主張する被告による行為の有無等について更に審理を進めるまでもなく、理由がないものとして棄却を免れないから、主文のとおり判決する(原告の主張する被告の行為が同法6条1項の共同利益背反行為に該当しないのであるから、訴えを不適法として却下するのではなく、請求を棄却すべきである)。

横浜地方裁判所第6民事部

裁 判 官            ○○○○

以下別紙目録等は省略いたします。